

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則の制定について

義務教育課

1 制定の理由

子ども支援委員会からの勧告（第2号）に対し、当該事案に関する調査委員会を、県教育委員会に設置するため、長野県附属機関条例第2条第2項の規定に基づき、「中学校における体罰事案に関する調査委員会規則」（以下「規則」という。）を制定する。

また、本調査委員会の名称及び担当事務等について定めるため、「長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則」の所要の改正を行う。

2 内容

別紙規則案のとおり

3 施行予定日

令和6年4月1日

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則をここに公布します。

令和6年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則

(設置)

第1条 長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）第2条第2項の規定により、中学校における体罰事案に関する調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）第18条第5項の規定による勧告（令和5年3月13日付け4こ家支第2号に限る。）に係る事案の調査を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから長野県教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第9条の規定による結果の報告がされる時までの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、必要な資料を提出させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第9条 委員長は、第2条の調査を終えたときは、その結果を長野県教育委員会に報告するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(この規則の廃止)

2 この規則は、この規則の施行の日から1年以内に廃止するものとする。

(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

3 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(附属機関の特例)

3 中学校における体罰事案に関する調査委員会規則(令和6年長野県教育委員会規則第 号)が廃止されるまでの間、第40条に規定するもののほか、長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号)第2条第2項の規定により設置された附属機関の名称及び担任する事務並びに当該附属機関の庶務を行う課は、次の表のとおりとする。

名称	担任する事務	庶務を行う課
中学校における体罰事案に関する調査委員会	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(平成26年長野県条例第32号)第18条第5項の規定による勧告(令和5年3月13日付け4こ家支第2号に限る。)に係る事案の調査に関すること。	義務教育課

別表第6の2の長野県指導力不足等教員判定委員会の項中「(令和2年長野県条例第3号)」を削る。

義務教育課